

1965年2月22日第22回宜野湾市議会臨時会会議録

1. 1965年2月22日第22回宜野湾市議会臨時会を市役所  
会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮
3番	天久盛雄	5番	石川大正
6番	仲村春榮	8番	石田弘昇
9番	安里安明	10番	吉川永英
11番	石川繁	12番	又大喜
13番	伊佐真得	14番	仲官永
15番	宮城盛昌	16番	里喜
17番	伊佐貞寿	18番	中里助
19番	武島行男	20番	仲幸光
21番	古波彌清次郎		

3. 不応招議員は次のとおりである。

4番 安次宮盛信 7番 楠嶺正嚴

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席した  
ものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋眞徳
総務課長	松川正義	住民課長	仲村春信
民生課長	当山全喜	財政課長	奥里裕俊
経済課長	伊佐友誠	建設課長	島袋昌榮
水道課長	国吉真義	消防課長	大城仁幸

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城光雄 書記 島袋眞由 効念喜光

1965年度宜野湾市議会臨時会会議録

1. 1965年2月22日第22回宜野湾市議会臨時会を市役所  
会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天 久 豪	太郎	2番	比嘉 嘉	定	亮
3番	天 久 盛	雄	5番	石 川	真	六 正
6番	仲 村 春	果	8番	石 田	英	弘 正
9番	安 里 安	明	10番	又 吉	正	昇 永
11番	石 川 繁	繁	12番	大 川	喜	永 行
13番	伊 佐 真	得	14番	仲 村	敏	助 光
15番	宮 佐 盛	昌	16番	里 宮	幸	
17番	伊 佐 貞	寿	18番	中 里	里	
19番	武 島 行	男	20番	仲 村	仲	
21番	古 波 蔵	清次郎				

3. 不応招議員は次のとおりである。

4番 安次富 盛 信 7番 福 稔 正 康

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席した  
ものは次のとおりである。

市長	仲 村 春 勝	助役	呉 屋 真 德
総務課長	松川 正 譲	住民課長	仲 村 春 信
民生課長	当山 全 喜	財政課長	吳 里 昇 俊
経済課長	伊 佐 友 誠	建設課長	島 袋 昌 兼
水道課長	國 吉 真 義	消防団長	大 城 仁 幸

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城 光 雄 書記 島 袋 真 由 知念 善 光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について。

日程第2. 会議録署名議員の指名について。

日程第3. 議案第1号、宜野湾市、中城村及び北中城村合併  
促進協議会規約について。

日程第4～～～～～～～～～～～～

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について。

日程第2. 会議録署名議員の指名について。

日程第3. 議案第1号、宜野湾市、中城村及び北中城村合併  
促進協議会規約について。

日程第4～～議案第2～号、～1～9～

議長～出席 11 名であります。市町村自治法の第 53 条によつて議会は成立しております。よつて只今より 65 年度の第 2 回宜野湾市臨時議会を開会致します。（午前 10 時 35 分）

議長～暫休憩致します。（午前 10 時 36 分）

議長～再開致します。（午前 10 時 40 分）

議長～日程第 1 の会期の決定についてお諮り致します。

議長～只今休息中にご相談致しました様に会期は 22 日から 24 日までの 3 日間としたいと思ひますがご異議ありませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がありませんので 22 日から 24 日までの 3 日間と決定致します。

議長～次の日程第 2 議事録署名議員の指名について何によつて議長の指名でよろしゅうござりますか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がありませんので議長が指名致します。

議長～6 番の仲村春長議員、16 番の宮里欽行議員にお願い致します。

議長～次は日程第 3 に入る前に暫休憩致します。（午前 10 時 41 分）  
1 番、5 番、8 番、13 番、17 番の出席を報告致します。

議長～再開致します。（午前 10 時 45 分）  
日程第 3 議案第 1 号、宜野湾市中城村及び北中城村合併促進協議会規約についてを上提致します。堂に付まして一応事務

議長～出席11名であります。市町村自治法の第53条によつて議会は成立しております。よつて只今より65年度の第22回宜野湾市臨時議会を開会致します。(午前10時35分)

議長～暫休憩致します。(午前10時36分)

議長～再開致します。(午前10時40分)

議長～日程第1の会期の決定についてお詰り致します。

議長～只今休憩中にご相談致しました様に会期は22日から24日までの3日間としたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので22日から24日までの3日間と決定致します。

議長～次の日程第2議事録署名議員の指名について例によつて議長の指名でよろしゆうございますか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので議長が指名致します。

議長～6番の仲村春果議員、16番の官里敏行議員にお願い致します。

議長～次は日程第3に入る前に暫休憩致します。(午前10時41)  
1番、5番、8番、13番、17番の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午前10時45分)  
日程第3議案第1号、宜野湾市中城村及び北中城村合併促進協議会規約についてを上提致します。案に付まして一応事務

247  
局長をして朗読をします。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由はプリントにされた通りであります。1応その経過を申し上げますと、9日にこちらの懇会に諮問案件と出した促進協議会の発足をどうするかについての諮問案件と出した答申が得られましたのでよく日西中郷と地方課に連絡致しまして11日に規約の起草を作る準備で関係市村の村長並びに議長、こちらに集つてもらつて第1回の準備会を持ちましたが、1日で終らないで次に17日に更に集つてそれを完成した訳であります。それで1応この規約案を3市村ともこれを懇会に提案致しまして懇会の方で決定になつたならば今月の27日に1応告示して、そして3月の1日にこの協議会を発足しようという話合いになつておりますので関係市村はどの市村も25日までに議これを審議会で済ましてもらうようにと云ふことになつておりますので今日これを提案した訳であります。よろしくご審議の程をお願い致します。

議長～暫休憩致します。（午前10時50分）

議長～再開致します。（午前10時51分）

議長～本案に対する質疑を求めます。

3番～先程の市長さんの説明の中に17月に会議をもつて基本的に3月1日に促進委員会を発足してやるという事であります。新聞報道によりますと3月1日にそれが発足致しましてそれが発足致しましてそれが発足致しまして7月1日の目標で進めているんだと云うような考え方方が打出されておる様であります。どういう点まで大体基本方針を打出されたかどうかですそれをお聞きを願いたいと思います。

市長～新聞報道で7月1日ということが今までに何回か出たので

局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求める。

市長～提案の理由はプリントにされた通りであります。1応その経過を申し上げますと、9日にこちらの議会に諮問案件と出した促進協議会の発足をどうするかについての諮問案件と出した答申が得られましたのでよく日向中城と地方課に連絡致しまして11日に規約の起草を作る準備で関係市村の村長並びに議長、こちらに集つてもらって第1回の準備会を持ちましたが、1日で終らないで次に17日に更に集つてそれを完成した訳であります。それで1応この規約案を3市村ともこれを議会に提案致しまして議会の方で決定になつたならば今月の27日に1応告示して、そして3月の1日にこの協議会を発足しようという話合いになつておりますので関係市村はどの市村も25日までにはこれを議会で済ましてちらうようにと云うことになつておりますので今日これを提案した訳であります。よろしくご審議の程をお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時50分)

議長～再開致します。(午前10時55分)

議長～本案に対する質疑を求める。

3番～先程の市長さんの説明の中に17日に会議をもつて基本的に3月1日に促進委員会を発足してやるという事であります。新聞報道によりますと3月1日にそれが発足致しましてそれが発足致しまして7月1日の目標で進めているんだと云うような考え方方が打出されておる様であります。どういう点まで大体基本方針を打出されたかどうかですねそれをお聞き願いたいと思います。

市長～新聞報道で7月1日ということが今までに何回か出たので

あります。これはずつと最初の集りに2月に発足して7月頃合併出来る様にした方が良いんじやないかと云う、北中城の村長の個人の意見だったと思ひます。その後はこれについては細目までにどうするをいう基本的な決定権やつてありません。これから促進協議会の進め方によつてそういうものは決まると云う事になると思います。

3番～そうするとこの前の委員会の設置の諮問の場合にもこれはまだ住民自体も分つてないと云う面で住民の周知徹底が必要だという事でございましたが、これがなされん間にすぐ促進委員会が発足ということになれば促進のための住民の説得という予算上にも現われておりますが住民の説得ということになつてこの合併に対する住民の声というよりは合併をいかに進めるかというような促進委員会の任務はそういうことになつておる訳でありますし自ずから全然違う訳であります。市長として住民に対して合併の方向について充分なる住民の意向をはあくしての今の提案であるかですね。それをお聞かせ願いたい。

議長～19番議員の副席を報告致します。

市長～現在の段階の提案は住民の個は過分はあくしているつもりであります。というのはこれは最も市民の代表が議会でありますので、こういうふうに進めて行こうと云う事については、これは宜野湾市の全住民の意思だとして私は進めて来だ訳であります。次の段階で尚これをさらに細かく各部落に立入つての徹底した合併の方法やその他についてはこれから促進協議会が出来るというとの促進協議会の予算にも900千円の宣伝費というのがありますが、これからは各部落懇談会をどの市村を部落単位でずつと具つてこうこうするんだということを住民に徹底をしめてから合併の決定には移るところがつておりますので今の段階としてはす

あります。これはずっと最初の集りに2月に発足して7月頃合併出来る様にした方が良いんじやないかと云う。北中城の村長の個人の意見だつたと思ひます。その後はこれについては何日までにどうするという基本的な決定はやつてありません。これから促進協議会の進め方によつてそういうものは決まると云う事になると思ひます。

3番～そうすると、この前の委員会の設置の諮問の場合にもこれはまだ住民自体も分つてないと云う面で住民の周知徹底が必要だという事でございましたが、これがなされん間にすぐ促進委員会が発足ということになれば促進のための住民の説得という予算上にも現われておりますが住民の説得ということになつてこの合併に対する住民の声というよりは合併をいかに進めるかというような促進委員会の任務はそういうことになつておる訳であります。自ずから全然違う訳でありますが、市長として住民に対して合併の方向について充分なる住民の意向をはあくしての今の提案であるかですね。それをお聞かせ願いたい。

議長～19番議員の出席を報告致します。

市長～現在の段階の提案は住民の何は充分はあくしているつもりであります。というのはこれは最も市民の代表が議会でありますので、こういうふうに進めて行こうと云う事については、これは宜野湾市の全住民の意思だとして私は進めて来た訳であります。次の段階で尚これをさらに細かく各部落に立入つての撤底した合併の方法やその性についてはこれから促進協議会が出来るといふと、この促進協議会の予算にも900ドルの宣伝費というのがありますが、これからは各部落懇談会をどの市村も部落単位ですつと回つてこうこうするんだということを住民に撤底せしめてから合併の決定には移るところを思つておりますので今の段階としてはす

べて各市村とも住民の意思をくみとつてこれを促進しようという蔚は持つて来たところいうふうに考えております。

3番～住民の意向を我々が代表していると講会が代表しているという先づきの答弁であります。あの場合にも我々は1応促進というのは必要だと将来においての合併というのは認めていたと。しかし時期の問題でこれは充分充分検討の必要があるという事は申し上げてあつたと思います。この問題におきましても結局促進委員会という事になれば合併をいかにさせるというのが大きな目的でありまして。その前に打つべき手はないかどうか。住民の具してこの合併においての問題を充分住民の意向を反映しているか。そういうものも1應立入つての必要があるんじやないかどうかと云う様な考え方促進委員会の予算で部落懇談会がありますが。これは促進させるための懇談会であります。ほんとうの住民の意向と云う事は全然取り入れられてはございません。合併の方面において納得させるという様な促進委員会じやないかと思いますが。おのずからその前の住民に対する意向を聞くといふのと。又合併を促進させるという懇談会とは全然おもむきが違うんじやないかと思いますが。その点につきましては市長さんのお考えとしてほゞ我々のこの前の趣意は時期的に将来において合併は必要であるが時期的に合併する所があるという事は想つきり申し上げてあると思いますが。その点は考慮なされておるかどうかですね。

市長～時期の問題は繰り返して申し上げますが。まだ決つておりません。促進協議会でこれからその進め方によつて或は順調に進めば今のお話の様に7月1日に間に合うかも知りませんが。それが順調に行かないというとぎれで行くという事になります。それから只今の促進するかどうかを住民の意向を聞いてということであります。3種類員のおつしやる様に出来る事なら1人

べて各市村とも住民の意思をくみとつてこれを促進しようという所は持つて来たところうふうに考えております。

3番～住民の意向を我々が代表していると議会が代表しているという先づきの答弁であります。あの場合にも我々は1応促進というのには必要だと将来においての合併というのは認めていると、しかし時期の問題でこれは充て充分検討の必要があるという事は申し上げてあつたと思います。この問題におきましても結局促進委員会という事になれば合併をいかにさせるというのが大きな目的でありまして、その前に打つべき手はないかどうか。住民の臭してこの合併においての問題を充分住民の意向を反映しているか、そういうものも1応立入つての必要があるんじやないかどうかと云う様な考え方只促進委員会の予算で部落懇談会がありますが、これは促進させるための懇談会であります。ほんとうの住民の意向と云う事は全然取り入れられんで我々は合併の方向において納得させるという様な促進委員会じやないかと思います。おのずからその前の住民に対する意向を聞くというのと、又合併を促進させるという懇談会とは全然おもむきが違うんじやないかと思いますがその点につきましては市長さんの考え方としては我々のこの前の経意は時期的に将来において合併は必要であるが時期的に合併検討する所があるという事ははつきり申し上げてあると思いますが、その点は考慮なされておるかどうかですね。

市長～時期の問題は繰り返して申し上げますが、まだ決つておりません。促進協議会でこれからその進め方によつて或は順調に進めば今のお話の様に7月1日に間に合うかも知りませんが、それが順調に行かないというとずれて行くという事になります。それから只今の促進するかどうかを住民の意向を聞いてということになりますが、3名議員のおつしやる様に出来る事なら1人

266

人の全市民の意向によつてこれを決めるべきであります。おそらくこういう進め方に全市民の声を聞いてこれを取り決めするということは困難でありますので、1応市民の代表である議会に諮つて、これを進めた訳であります。3番議員のいわれる様に各部落に行つて住民の意見を聞くと云う事になりますと、それは日本ではいえるんだが、それをどうまとめるかについてはおそらく不可避じ得ないかとう思います。幸いにどの市民もどうぞ早く進める事をいと云う事にまとまれば訳はないんですが、色々これが異論でも出た場合には市長から部落まわりをして聞いてもそれがまとまらんということになると、何處になつても不可避で終るというふうな格好になりませんかとう思いますので、意をまとめるにはこれから促進するかどうかについてのその意見を聞くには市の最も最高の議会に尋ねた方が良いだろうというので今の様な進め方を取つた訳であります。

3番～合併促進委員会の発足であります。先の委員会の場合にも議間の場合は時期は充分将来においては必要であるが、過段階においては充分なる住民の声を聞く必要があるということをお伝えした訳であります。17月18月の集りの中で3月1日を発足の時期と先づき市長さんは答弁なされた訳であります。この時期にあえてやるなければいかん理由がどこにあるか、その点の真意をお聞かせ願いたいと思つておきます。

市長～本年度この促進協議会を発足してやるには結局7月までに色々予算面の獲得ということが大きな仕事がある次の3市村の合併した場合の予算を獲得するには早めにやつてそれにかかるといふと、結局不利になるのでなるべく早めにこの促進協議会を発足してこの予算獲得にも貢献出来るようにしたいと云う所からこれを早くしたという理由であります。則に法的・城は政府からその日にやらねばならんという決まりをつた指

1人の全市民の意向によつてこれを決めるべきであります、おそらくこういう進め方に全市民の声を聞いてこれを取り決めすることは困難でありますので1応市民の代表である議会に詰つて、これを進めた訳であります。3番議員のいわれる様に各部落に行つて住民の意見を聞くと云う事になりますと、それは口ではいえるんだが、それをどうまとめるかについてはおそらく不可能じやないかとこう思います。幸いにどの市民もどうぞ早く進めなさいと云う事にまとまれば訳はないんですが、色々これが異論でも出た場合には市長から部落まわりをして聞いてもそれがまとまらんということになると、何事になつても不可能で終るというふうな格好になりませんかとこう思いますので、意見をまとめるにはこれから促進するかどうかについてのその意見を聞くには市の最も最高の議会に尋ねた方が良いだろうというので今の様な進め方を取つた訳であります。

3 番～合併促進委員会の発足であります、先の委員会の場合にも諮問の場合にも時期は充分将来においては必要であるが、現段階においては充分なる住民の声を聞く必要があるということをお伝えした訳でありますが、17日18日の集りの中で3月1日を発足の時期と先づき市長さんは答弁なされた訳であります、この時期にあえてやらなければいかん理由がどこにあるか、その点の真実をお聞かせ願いたいと思つております。

市 長～本年度この促進協議会を発足してやるには結局7月までに色々予算面の獲得ということが大きな仕事がある次の3市村の合併した場合の予算を獲得するには早めにやつてそれにかかるといふと、結局不利になるのでなるべく早めにこの促進協議会を発足してこの予算獲得にも活動出来るようにしておきたいと云う所からこれを早くしたという理由であります。別に法的や或は政府からその目にやられねばならんという決まりきつた指

示がある証じやありません。

3番～すでに政府予算は査定は終りまして立派に段階になつておりますが、予算の決定時期は7月1日でござりますが、それにおいてすでに政府の予算としては大まかに二度査定も終つてある段階であります。時期的に非常に遅いと今年度に間に合いにくいというような事も考えられますが、それは充分検討される問題であるかですね。

市長～只今のは、政府予算の検討はなされての事がという質問でありますか。

3番～はい。

市長～まだその検討は致しておりません。

3番～予算獲得というは、市町村に対する独自の予算である訳ですね。独自の予算の獲得のためにそれを時期的に3月1日だということですね。

市長～目的の所に新市建設計画の策定これに要する予算の獲得であります。

3番～これは市町村負担ですが、それとも政府の予算枠であるのか。

市長～政府のです。

3番～この面においては、すでに査定は終つておると思ふんですが、時期的にすでに10月、或は12月が一番良い時期だという様な話も聞いておりますが、それにについてそういう遅れておるという感じがしますが、7月の発足にあうがどうか、充分まであるかどうか、色々な点をやみ詮詰めするのをやめます。

示がある訳じやありません。

3 番～すでに政府予算は査定は終りまして立法院に出す段階になつておりますが、予算の決定時期は7月1日でございますが、それにおいてすでに政府の予算としては大まかに二次査定も終つてゐる段階であります。時期的に非常におそいと今年度に間に合いにくいというような事も考えられますが、それは充分検討されて後の問題であるかですね。

市長～只今のは、政府予算の検討はなされての事かといふと質問でありますか。

3 番～はい。

市長～まだその検討は致しておりません。

3 番～予算獲得というのは、市町村に対する独自の予算である訳ですね。独自の予算の獲得のためにそれを時期的に3月1日だということですね。

市長～目的の所に新市建設計画の策定これに要する予算の獲得であります。

3 番～これは市町村負担ですか。それとも政府の予算枠であるのか。

市長～政府のです。

3 番～この面においては、すでに査定は終つておると思うんですが、時期的にすでに10月、或は12月が1番良から悪い時期だという様な話も聞いておりますが、それについてそういう遅れておるという感じがしますが、7月の発足にまにあうかどうか、充分まにあうかどうか。

市長～その邊の政府との折衝はこれからその策定を待つてこれこれの予算を補助してくれということとはこれから促進協議会で策定にもとづいて政府には要求しますので全然得られんということもいえないし、又完全に得られるということとも今の所まだ折衝もやつておきませんのでお答え出来ない状であります。

5番～琉球政府内務局地方課の福さんによりますところの市町村合併の手引きその9ページには市町村の市民が合併に対して気運が高まつたらという前提になつております、そこで市長にお尋ねしますが前回の諮詢事項をして今後の実情というふうにどちらも市町村早期合併を前提としての提案事項であります、市長をしては早急に合併すべきだということに対しても宜野湾市民は気運が高まつているというふうにお考えでありますか、その御意見をお聞かせください。

市長～そういうふうに考えております。それで合併についての意見を聞いておきたいと思いますが、この件は市長～福さん～福かそうお考え方までに資料なるものがあつたでしょうか、市長独自の單なる推測でありますか、一概に何でもあるわけではありませんが、この件は市長～市長～付属機関の調査会なんかをもつてその資料を得ての私の見解であります。

5番～調査会長にお尋ね致します、合併調査会がその調査の結果によりまして早急に合併すべきだという市民の世論をどういうふうにつかまれたか、具体的にお願い致します。

助役～別につかんでおりません。ただ、これは市長が前に述べておられたとおりであります。それで、この件は市長～市長～付属機関の調査会長から得たといふ様な答弁であります。どういう事でありますかに調査会長の説明によればないとの事であります。

市長～その辺の政府との折衝はこれからその策定を持つてこれこれの予算を補助してくれということはこれから促進協議会で策定にもとづいて政府には要求しますので全然得られんということもいえないし、又完全に得られるということも今の所まだ折衝もやつておりますのでお答え出来ない状況であります。

5番～琉球政府内務局地方課の編さんによりますところの市町村合併の手引きその9ページには市町村の市民が合併に對して気運が高まつたらという前提になつております。そこで市長にお尋ねしますが前回の諮問事項そして今回の案件というふうにどちらも市町村早期合併を前提としての提案事項ですが、市長としては早急に合併すべきだということに対し、宜野湾市民は気運が高まつているというふうにお考えでありますか。

市長～そういうふうに考えております。

5番～何かそうお考えに至るまでに資料なるものがあつたでしょうか。市長独自の単なる推測でありますか。

市長～専別機関の調査会なんかをもつてその資料を得ての私の見解であります。

5番～調査会長にお尋ね致します。合併調査会がその調査の結果によりまして早急に合併すべきだという市民の世論をどういうふうにつかまれたか。具体的にお願い致します。

助役～別につかんでおりません。

5番～今の市長の説明によると調査会から得たという様な答弁であります。どういう事でありますか。調査会長の説明によればないとの事であります。

議長～暫休憩致し申す（午前正1時2分）を過ぎてお  
られましたのでお詫び申してくまどい方の掛けられたお問  
議長～再開致しまゆ（午前正1時6分）はござんすのせ  
てお詫び申すと申すよりなと申せんが、實じまつて、早速答に申る  
議長～18番議員の出席を報告致し申す、今やくお詫び申み  
かげてお詫び申すと申すのでござります。

市長～市民の合併についての気運が高まつてゐるといふ事は  
これまでの議会の諸問題の中にも早くこれを感じさせる様  
にという意見書ありましたし、それから調査会に対し  
ては、有利になる点それから懸念される点、それを擧  
げる様にも差別に市民からの懸念される点も挙げら  
れたものと見せすべでは有利になる点だという報告が  
ありましたので、これは市民でもこの促進については  
気運が高まつていると私は解しております。もし  
市民の中に合併して困るといふ点が挙げられるんだつ  
たらあの調査会の中に現われて来るものと私は考えて  
おつたのが別にそういう事は何もないというふうにな  
つています。

18番～市民の声を聞きますとこの合併に関する新聞記事を真  
で読みてそれを知つたといった様ないわゆる種のみに  
水みたいな印象で受取つております。そこでどうして  
そういうふうにやぶからぼうみ毛いに急にぞぞまで、  
つき進めなくちやいかなかつたかという事情に對しても  
非常に市民の間には、今疑惑が持たれております。  
前得しておりません、なぜ宜野湾市が現在において早急～  
急に両中城村と合併しなくちやいかないといふふうに  
感じをかく、その辺を市民にまだいわゆる知らずといふ  
ふうが當局としての仕事もやつてないでいきなり議会  
にこういうのを持ち出して「得たなし」みたいな格好  
ですぐ又その結論として新聞記事にああいうふうに出  
されている。そこで市民としては、非常に、いつたい  
どうなつてているのか、そういうふた様な印象を持つてお  
ります、私が考えますにここで今実際には今算議公  
設置に関する案件が出されておりますが、ここに至る

議 長～暫休憩致します。(午前11時5分)

議 長～再開致します。(午前11時6分)

議 長～18番議員の出席を報告致します。

市 長～市民の合併についての気運が高まつているという事はこれまでの議会の諮詢の中にも早くこれを促進する様にという意見もありましたし、それから調査会に対しては、有利になる点それから懸念される点、それを挙げる様にした別に市民からの懸念される点も何もなかつたものとしてすべては有利になる点だという報告がありましたので、これは市民でもこの促進については気運が高まつていると私は解しております。もし市民の中に合併して困るという点が挙げられるんだつたらあの調査会の中に現われて来るものと私は考えておつたのが別にそういう事は何もないというふうになつています。

5 番～市民の声を聞きますとこの合併に関する新聞記事を見て始めてそれを知つたといつた様ないわゆるねみみに水みたいな印象で受取つております。そこでどうしてそういうふうにやぶからぼうみたいに急にそこまで、つき進めなくちやいかなかつたかという事情に対しても非常に市民の間には、今疑惑が持たれております。納得しておりません。なぜ宜野湾市が現在において早急に急に画中城村と合併しなくちやいかないというふうに感じたか。その辺を市民にまだいわゆる知らすというふうな当局としての仕事もやつてないでいきなり議会にこういうのを持ち出して「待つたなし」みたいな格好ですぐ又その結論として新聞記事にああいうふうに出されている。そこで市民としては、非常に、いつたいどうなつてているのか、そういうふうな印象を持つております。私が考えますにここで今実際に又今日協議会設置に関する案件が出されておりますが、ここに至る

279

市長にはもう少し、少しじや無くで1ヶ月も2ヶ月も充分に期間を置いて市民に対しても各々の立場で検討會をやる機会を与えるといつた様な誠切心がなくちやいかないんじやないかと思つております。そういう立場から見ました場合この合併に關する当局の態度はどうもふにおち難い、そういうふうに考えておりまます。それで考へらねる点は先程の議会にも私は市長にお伺い致しましたが、市長がそこまでみきるに至ったの原因を何から訴えられたいわゆる圧力みたいな御解かが本かつたかどうか、市長自からの宣野鷺市長としての立場から信意に基づいての市町村合併に対する態度の打開してあるやうその辺がまだなんぞおりません。出来ましたならばその辺についてもう少し詳しく市長のお考えをお聞きを聞きたいと願つております。

市長～只今他からの圧力があつてそんなに急ぐのか、又待つたなしといふことになつてゐる様なお考えの聲であります。が別に何も圧力もなければそれからこれが待つたなしという誤でもありません。これは先つきから繰り返し朝も上昇する様に促進協議会を発足してそこによつて進めらねるんでもし市民の声が実際に今は時期が早いとか、時機の問題にしるる或は合併をするしないにしるる今後とも大いに待つたをかける事も出来るし、又それが合併出来ないといふ方向にも行けないか正いの誤でもあります。そりういう所から考えると別に余の私的見風はそりう様な進め方をするといふ氣持は私は対に持つておらないです。又しなければならぬいう圧力もそこにはつかれておりませんので、且つその点は良くござ承お願い致します。

番～只今市長のおつしやる通り議論かにまだ時期が早いと申す他の理由があれば議会は議会の立場から答へられますが、私がお聞きしていま丈のは市長自身のお考えを今お聞きしておる限りございます。議会はこの問題を止める事も出来ます。これはここに掲載し

までにはもう少し、少しじやなくて1ヶ年も2ヶ年も充分に期間を置いて市民に対しても各々の立場で検討をやる機会を与えるといつた様な親切心がなくちやいかないんじやないかと思つております。そういう立場から見ました場合この合併に関する当局の態度はどうもふにおちない。そういうふうに考えております。そこで考えられる点は先程の講会にも私は市長にお伺い致しましたが、市長がそこまでふみきるに至つたのは何か他から加えられたいわゆる圧力みたいな何かがなかつたかどうか。市長自からの宜野湾市長としての立場からの信念に基づいての市町村合併に対する態度の打出しだあるかとその辺がまだつかんでおりません。出来ましたならばその辺についてもう少し詳しく市長のお考元をお聞きしたいと思つております。

市長～只今他からの圧力があつてそんなに急ぐのか、又待つたなしということになつている様なお考元の様であります。別に何も圧力もなければそれからこれが待つたなしといふ訳でもありません。これは先つきから繰り返し申し上げる様に促進協議会を発足してそこによつて進められるんでもし市民の声が実際に今は時期が早いとか、時期の問題にしろ或は合併をするしないにしろ今後とも大いに待つたをかける事も出来るし、又それが合併出来ないという方向にも行けないかといふ訳でもありません。そういう所から考えると別に今の所市民の意思にそぐ様な進め方をするという気持は私絶対に持つておらないです。又しなければならないという圧力もそこにはかかつておりませんので、1つその点は良くさ了承お願い致します。

5 番～只今市長のおつしやる通り確かにまだ時期が早いとかその他の理由があれば講会は議会の立場から待つたをかけられます。私がお聞きしていますのは市長自身のお考元を今お聞きしておる訳でござります。講会はこの問題を止める事も出来ます。これはここに提案し

ておるのは執行当局であります。提案する所までにはそれなりの信念があつて根きよがあつてやはり多提議されたと思います。私は當局のお考えを開いてひるがせあつて議会はそれからとの問題に對して結論を出すまです。私がお聞きしておるのは市長のお考えを物語りしておる訳でござります。

ておるのは執行當局であります。提案する前まではそれなりの信念があつて根きよがあつてやはり提案されたと思います。私は當局のお考えを聞いている訳であつて議会はこれからこの問題に対して結論論を出します。私がお聞きしておるのは市長のお考えをお聞きしておる訳でござります。

市長～促進してよいというふうになつた考え方などから生れて  
来たかという事を繰り返しておるんじやないかと思ひま  
すが、そうでしょね。  
5番～そういうふうに譲りやすくされてよろしいです。

議長～9番議員の出頭を報告いたします。

市長～だから今先繰返して申上げますと私としても一応、これ  
を促進してよいかという事については調査会をもつて調  
査もし、別に何の懸念する事もないかえつてよその所を  
見た場合には、これを促進した方が早めに促進した方が  
よいという報告を得ましたので、これを促進協議会を早め  
に作つて進めたいと思うがという、更に議会にも諮詢を  
得て、これを進めて来ておる訳でござりますので、別に  
市民の意志に反対する様な圧力にかけられて私が進める  
様な事はやつておらないつもりであります。  
よろしゆござりますか。それからそれの合併するかどうかの  
決定的な事については、これは市長1人の意志で出来  
るものじやなしに、どこまでも議決によつて持つて行  
くもんでありますから、何もこれが待つたなしといふ事  
もいえないと。

5番～他からの働きかけを圧力と受取るか、受取らないかは、  
これは各々その人の主觀によりますが私が先き程圧力と  
思し上げましたのは、いわゆる政府あたりから早くやれ  
やれといつた様な勧告を受けるのも一つの圧力じやないか  
と思います。具体的に申し上げた訳でございますが、そ  
ういつた様なことが過去にあつて結局審  
長が仮にもし目から齋藤相反する様な施策を打出すと  
か、その辺のことがありはしないかという事を懸念して  
おる訳でござります。私は政府から何かは早くやれやれ  
といわれたから、しかたなくやろうといつた様な乗り気  
ではないが、やつておかないと困るんぢやないかといつ  
た様な、そういう様なことではないですか。（違う）

市長～促進してよいというふうになつた考えはどこから生れて  
来たかという事を繰り返しておるんじやないかと思いま  
すが、そうでしょね。

5番～そういうふうに解しやすくされてよろしいです。

議長～9番議員の出席を報告いたします。

市長～だから今先繰返して申上げますと私としても一応、これ  
を促進してよいかという事については調査会をもつて調  
査もし、別に何の懸念する事もなりかえつてよその所を  
見た場合には、これを促進した方が早めに促進した方が  
よいという報告を得ましたので、これを促進協議会を早め  
に作つて進めたいと思うがという、更に議会にも諮問を  
得て、これを進めて来ておる訳でござりますので、別に  
市民の意志に反対する様な圧力にかけられて私が進める  
様な事はやつておらないつもりであります。

よろしゆございますか。それからそれの合併するかどうかの  
決定的な事については、これは市長1人の意志で出  
来るものじやなしに、どこまでも議決によつて持つて行  
くもんでありますから、何もこれが待つたなしという事  
もいえないと。

5番～他からの働きかけを圧力と受取るか、受取らないかは、  
これは各々その人の主觀によりますが私が先き程圧力と  
思し上げましたのは、いわゆる政府あたりから早くやれ  
やれといつた様な勧告を受けるのも1つの圧力じやないか  
と思います。具体的に申し上げた訳でございますが、そ  
~~ういつた~~ういつた様なことが過去にあつて総局審  
長が仮にもし目からの廻~~ト~~相反する様な施策を打出すと  
か、その辺のことがありはしないかという事を懸念して  
おる訳でございます。私は政府から何かはやくやれやれ  
といわれたから、しかたなくやろうといつた様な乗り気  
ではないが、やつておかないと困るんではないかといつ  
た様な、そういう様なことではないですか。（違う）

はいわかりました。

市長～この合併問題は、首様が議員になられる前の議会からの問題であります、いわゆる市に昇格する2ヶ月前からの問題であります、あの時は私は村長であります、一応は市に昇格してからこの問題はよく検討して進める様にしようということを、今日に至つておりますので、今更ねみみに水というふうな表現はどうかと私は思う。

ラ番～市民にとつては、そういう印象をもつております。

市長～私はどうかと思います。私は市民に聞いても前から合併の問題はどうなつておりますかと、あつちこつちでもよく聞いておりますので、全然知らなかつたということではなかろうと、これは私の考え方でありますが、ラ番議員がそういうふうに見ているのも間違いということではなく、私の見たのとあなたが見たのと違があるということは、御了承願います。

ラ番～ねみみに水というのは、いわゆる合併に関する問題が、今論議されているということについてではあります。新聞の報道によると7月1日には合併宣言までもつて行くと、いわゆるそのまじかに市長の答弁におきましても、その通りでありますが、市民は新聞報道を見て、その限りにおいて宣野市との合併に対する問題の成行きを知つてゐる段でござります。私がねみみに水という様なそういう様な感じを市民はもつてゐるというのは、過去において相当に期間をかけて、そいつた様な今宣野市は合併問題に専じて、どうするかといつた様な問題を検討中であるといつた様のを、もう少し余ゆうを置いて市民にも考え方をさせておけば、あの新聞記事が出てもそいつた様な感じはもたなかつたと思われるし、又新聞の報道のまつたぐのいわゆる主観で書いたのか、或は又鬼程の申城村長の話しだつたという様な話もありますが、しかししそういつた事実に反する報道をなされた場合には、即座に当局がそれを訂正させるための新聞

はいわかりました。

市長～この合併問題は、首脳が議員になられる前の議会からの問題であります、いわゆる市に昇格する2ヶ月年前からの問題であります、あの時は私は村長であります、一応は市に昇格してからこの問題はよく検討して進める様にしようということを、今日に至つておりますので、今更ねみみに水というふうな表現はどうかと私は思う。

5番～市民にとつては、そういう印象をもつております。

市長～私はどうかと思います。私は市民に聞いても前から合併の問題はどうなつておりますかと、あつちこつちでもよく聞いておりますので、全然知らなかつたということではなくかろうと、これは私の考え方でありますが、5番議員がそういうふうに見ているのも間違いということではなく、私の見たのとあなたが見たのと違があるということは、御了承願います。

5番～ねみみに水というのは、いわゆる合併に関する問題が、今論議されているということについてではあります。新聞の報道によると7月1日には合併宣言までもつて行くと、いわゆるそのまじかに市長の答弁におきましても、その通りでありますが、市民は新聞報道を見て、その限りにおいて宜野湾市の合併に対する問題の成行きを知つてはいる訳でござります。私がねみみに水といった様なそういう様な感じを市民はもつてはいるというのは、過去において相当に期間をかけて、そういうた様な今宜野湾市は合併問題に対して、どうするかといつた様な問題を検討中であるといつた様なのを、もう少し余ゆうを置いて市民にも考えさせておけば、あの新聞記事が出てもそういうた様な感じはもたなかつたと思われるし、又新聞の報道のまつたくのいわゆる主觀で書いたのか、或は又先程の中城村長の話しあつたという様な話もありますが、しかしそういつた事実に反する報道をなされた場合には、即座に当局がそれを訂正させるための新聞

社に対する何かの申し入れをやるといった様な積極性が  
かけているやに私は感じております。ただ、この点は  
只自分達がそれはそうでないと分つているという様な感  
じの方は市民に対するほう化の精神からどうしても、私は  
納得出来ない点があります。今からでもおくはありま  
せんから、合併に関する今まで報道された新聞記事の申  
て事実に反するがあれば訂正の申し入れをなされま  
すか。

市長～そういたしたいと思つております。

16番～促進協議会の規約の組織の面でござりますけれども、委  
員は32名で構成されて、それから第6条が3段階に  
分けられておりますが、1には役職でもつてあてるとい  
う様なかつこうで、2番目の場合は非常に幅をもつた様  
な12人となつておりますけれども、これから行きます  
と32名以上になるんではないかと思いますが、その規  
約の内容について御説明願います。

市長～第6条の3の関係市町村の区域内の公共団体等の役員及  
び学識経験者で関係市町村の長が、その協議により定めた  
者12名、その12名が非常に問題になりましたが、最  
初は各々4名にしてあつた。各々4名にした場合は間違  
をおこすからということでお2名になつております。  
これは3市町で2名ということになります。そうすれば前の1、2の役職で出される委員と合すると32名に  
なります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時30分)

議長～再開いたします。(午前11時33分)

16番～第11条の件で次の予算案とも関連いたしますが、あく  
までも第11条は市町村の経費でまだなわなければい  
んというふうな規約を設定しておりますが、関連いたし

社に対する何かの申し入れをやるといった様な積極性が  
かけているやに私は感じております。

只自分達がそれはそうでないと分つているという様な感  
じ方は市民に対するほう仕の精神からどうしても、私は  
納得出来ない点があります。今からでもおくはありま  
せんから、合併に関する今まで報道された新聞記事の中  
で事実に反することがあれば訂正の申し入れをなされま  
すか。

市長～そういたしたいと思つております。

16番～促進協議会の規約の組織の面でございますけれども、委  
員は32名で構成されて、それから第6条が3段階に  
分けられておりますが、1には役職でもつてあてるとい  
う様なかつこうで、3番目の場合は非常に幅をもつた様  
な12人となつておりますけれども、これから行きます  
と32名以上になるんではないかと思いますが、その規  
約の内容について御説明願います。

市長～第6条の3の関係市町村の区域内の公共団体等の役員及  
び学識経験者で関係市町村の長が、その協議により定めた  
者12名、その12名が非常に問題になりましたが、最  
初は各々4名にしてあつた。各々4名にした場合は間違  
をおこすからということであつて12名になつております。  
これは3市町で12名ということあります。そうすれば  
前の1・2の役職で出される委員と合すると32名に  
なります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時30分)

議長～再開いたします。(午前11時33分)

16番～第11条の件で次の予算案とも関連いたしますが、あく  
までも第11条は市町村の経費でまかなわなければいか  
んというふうな規約を設定しておりますが、関連いたし

275

ますので、次の予算の内容とも関係いたしまして、自主的に宣野湾市が両市町と合併すべきであるというふうな基本態度がありますならば、自主財源をもつて、予算にも取り込むべきではないかというふうな考え方にも立ちますけれども、この規約と次の案件との関連について、さしあたりこういうふうなドンネルでもつてやつておこうというお気持であるのか、それとも又自主財源を発す当初の計画におり込んでやるべきお考えはないかどうかその辺についてお聞かせ願います。

市長～協議会の経費、第11条協議会に要する経費は関係市村が負担し、その負担額、支給方法、その他必要な事項は関係市村の長が協議して定める。これについて補助金をもらわないで自主財源でやろうという気持はないかという御質問ですか。

16番～自主的に両市町と合併する基本態度がございましたならば、次の事件の予算の面におきましても、政省の補助金だけなくして、自主財源をもつて、予算更正もすべきではないかと、さしあたり3月1日の結果であるならば政府の補助金だけで進めて行こうという様なお考えであるのか、その後についての市町村の負担といつた面においてどういう様なお考えをもつておられるか。

市長～この第11条にあります様に、関係市村長が協議して、政府補助金によつて進め様という考え方であります。

16番～県今の市長さんの御答弁の中に補助金によつて促進協議会を進め様とお考えの御説明がございましたけれども、宣野湾市自体が自主的にやろうということがございましたがならば、政府の補助金はなくともやらなくちやいかんと思います。そういうふうな基本的なお考え方はないかどうか。

市長～政府の補助金がない場合には、今の所ここだけで費用をもつてやるという様な考え方は別にあつております。

ますので、次の予算の内容とも関係いたしまして、自主的に宜野湾市が両中城と合併すべきであるというふうな基本態度がありますならば、自主財源をもつて、予算にもおり込むべきではないかというふうな考え方にも立ちますけれども、この規約と次の案件との関連について、さしあたりこういうふうなトンネルでもつてやつておこうというお気持であるのか、それとも又自主財源を先ず当初の計画により込んでやるべきお考えはないかどうかその辺についてお聞かせ願います。

市長～協議会の経費、第11条協議会に要する経費は関係市村が負担し、その負担額・支出方法。その他必要な事項は関係市村の長が協議して定める。これについて補助金をもらわないで自主財源でやろうという気持はないかという御質問ですか。

16番～自主的に両中城と合併する基本態度がございましたならば、次の事件の予算の面におきましても、政府の補助金だけでなくして、自主財源をもつて、予算更正もすべきではないかと。さしあたり3月1日の発足であるならば政府の補助金だけで進めて行こうという様なお考えであるのか。その後についての市町村の負担といつた面においてどういう様なお考えをもつておられるか。

市長～この第11条にあります様に、関係市村長が協議して、政府補助金によつて進め様うという考え方であります。

16番～只今の市長さんの御答弁の中に補助金によつて促進協議会を進め様とお考えの御説明がございましたけれども、宜野湾市 자체が自主的にやろうということがございましたがならば、政府の補助金はなくともやらなくちやいかんと思います。そういうふうな基本的なお考え方はないかどうか。

市長～政府の補助金がない場合には、今の所ここだけで費用をもつてやるという様な考えは別にもつておりません。

議長～暫休憩いたします。(午後前11時37分) 294

議長～再開いたします。(午前11時47分)

5番～会計案第6条についてお伺いいたします。議長副議長はそれがだ惚れであるか、当然分りますので次の委員各々3名、そして他の公共団体の役員及び学識経験者、この中からいわゆる当てる役員この委員につきまして市長においてはすでに内定済みでありますか。

市長～こうしたいという腹案はあります、まだ決定はいたしておりません。

5番～腹案は出来ている誤でありますね、さしつかえなかつたら発表をお願いいたします。

市長～この3人は常任委員長の3人にお願いしようとこう考えております、その点についてはもし皆さんからそれよりはお互に議会で話合つて選出しようじやないかという事でもあればましたら、それでもよいと思つております。

5番～議会以外から推薦されるという委員はどういう方からですか。

市長～腹案としては3名の市村長で話した場合も色々話題はありましたが、豊野市の場合には大体組合長さん、それから商工会頭さん、それから婦人会長さん、あと1人は教職員会長と学校の問題も大きいから教職員から1人そういうふうな構想であります。

5番～只今の6条の第1項の議長及び副議長並びに議員3人といふ質問に対しまして市長は議員各3人といふ常任委員長を当てるというふうに申されておりますが、私も常任委員長の1人ではありますけれども、この常任委員長にこだわらないで、いわゆるこの規約案の6条の3項にも

議長～暫休憩いたします。(午後前11時37分)

議長～再開いたします。(午前11時47分)

5番～合併案第6条についてお伺いいたします。議長副議長はそれがだ嫌れであるか、当然分りますので次の委員各々3名。そして他の公共団体の役員及び学識経験者。この中からいわゆる当てる役員この委員につきまして市長においてはすでに内定済みでありますか。

市長～こうしたいという複案はありますが、まだ決定はいたしておりません。

5番～複案は出来ている訳でありますね。さしつかえなかつたら発表をお願いいたします。

市長～この3人は常任委員長の3人にお願いしようこう考えております。その点についてはもし皆さんからそれよりはお互い議会で話合つて選出しようじやないかという事でもあればましたら、それでもよいと思つております。

5番～議会以外から推薦されるという委員はどういう方からですか。

市長～複案としては3名の市村長で話した場合も色々話しさりましたが、宜野湾市の場合には大体組合長さん、それから商工会頭さん、それから婦人会長さん、あと1人は教職員会長と学校の問題も大きいから教職員から1人そういうふうな構想であります。

8番～只今の6条の第1項の議長及び副議長並びに議員3人という質問に対しまして市長は議員各3人という常任委員長を当てるというふうに申されておりますが、私も常任委員長の1人ではありますけれども、この常任委員長にこだわらないで、いわゆるこの規約案の5条の3項にも

ありますように規約の議員各3人と、いわゆるあくまで  
も議員という中から選出をされまして委員を定めてもら  
いたいというふうに考えております。これはいかがですか。  
常任委員長とうたわれていなくて議員各3人となつ  
ておりますので、その様に進めてもらいたいというふう  
に思つておりますが、

議長～暫休憩いたします。(午前11時53分)

議長～再開いたします。(午後12時10分)

5番～第6条の委員についてお伺いいたします。委員は貢のもの  
をもつてこれに当てる。その内関係市村の議会の議長  
及び副議長並びに議員各3人となつておりますが、こ  
こでうたわっている處の議会の議長というのは議会を代表  
しての委員でござりますか、お伺いいたします。

市長～議長だけじゃなしに副議長も又外の3人を議会の中から  
の代表者の委員と解してよいと思います。

5番～議長だけじゃなくて議長、副議長及び議員3人、計5人  
の方は議会を代表する委員でございますね、と申します  
ことは協議会の活動において、いわゆる決定はその他の  
条項の処にもあります様に半数以上のものが、出席しな  
ければ、これを聞く事が出来ないというふうになつてしま  
ります。そうするとこれは5名は工と見なしますか？ 5  
名ですか。

市長～委員としては5名であります。

5番～もし見解が一致しなかつたらどういうふうになりますか  
議会の代表としての委員であるならば必ず見解は一致し  
なくちやいかんはずであります、仮に5名は正式の協  
議会の会議において3人の見解が一致しない場合にはど  
ういう事になりますか。

ありますように規約の議員各3人と。いわゆるあくまで議員という中から選出をされまして委員を定めてもらいたいというふうに考えております。これはいかがですか。常任委員長とうたわれていなくて議員各3人となつておりますので、その様に進めてもらいたいというふうに思つておりますが。

議長～暫休憩いたします。(午前11時53分)

議長～再開いたします。(午後12時10分)

5番～第6条の委員についてお伺いいたします。委員は次のものをもつてこれに当てる。その内関係市村の議会の議長及び副議長並びに議員各3人こうなつておりますが、こぞうたわてている処の議会の議長というのは議会を代表しての委員でござりますか。お伺いいたします。

市長～議長だけじやなしに副議長も又外の3人も議会の中からの代表者の委員と解してよいと思います。

5番～議長だけじやなくて議長、副議長及び議員3人、計5人の方は議会を代表する委員でございますね。と申しますことは協議会の活動において、いわゆる決定はその他の条項の処にもあります様に半數以上のものが、出席しなければ、これを聞く事が出来ないというふうになつております。そうするとこれは5名は1と見なしますか。5名ですか。

市長～委員としては5名であります。

5番～もし見解が一致しなかつたらどういうふうになりますか議会の代表としての委員であるならば必ず見解は一致しなくちやいかんはずでありますが、仮に5名は正式の協議会の会議において5人の見解が一致しない場合にはどういう事になりますか。

278  
市長～議会を代表する委員の5人の見解がまちまちになつたという事になつた場合には、それは眞野議の議会の代表の5名の委員が見解が一致しないでまちまちになつたという事であつてどうにもならんじやないかとこう思ひます

5番～それならば先程の市長の説明にもありました様に5名が議会を代表するのであれば、まず見解が一致しないという事はありえないはずであります。しかし私がもし一致しなかつたらという過程に対して、今説明では全く要を得ない答弁でまだ私には意味が充分わかりません。私がおきしたい点は議会の代表という立場で協議会の会議に加わるならば、その5名が協議会において色々な審議において発言する場合には議会の承認を得た範囲内の発言であります。それとも白紙委任状の立場で活動をやりますか、どうぞお聞かせ下さい。

市長～委員でありますから一致々々議会に聞かなければ、その委員は発言の権限は出で来ないという事はないと思ひます。まかせられておりますから。

5番～まだまかせておりません。議会はござります。されどす

市長～まだ委されてなければ、これは委せらるん人は委員にはなれんはずであります。

5番～そうするところいうふうに解しやすくしてよろしいですか今の市長の答弁からしますと

市長～もし議会の方で議長は委員に出来ないと、まかせる事は出来ないという事であれば結局この規約が通らないという事になりますので、委員にはなれんはずであります。必ず委せらるん人でありますから、まかせる事はござります。されどす

市長～議会を代表する委員の5人の見解がまちまちになつたという事になつた場合には、それは宜野湾の議会の代表の5名の委員が見解が一致しないでまちまちになつたという事であつてどうにもならんじやないかとこう思います。

5 番～それならば先程の市長の説明にもありました様に5名が議会を代表するのであれば、まず見解が一致しないという事はありえないはずであります。しかし私がもし一致しなかつたらという過程に対して、今説明では全く要を得ない答弁でまだ私は意味が充分わかりません。私がおきしたい点は議会の代表という立場で協議会の会議に加わるならば、その5名が協議会において色々な審議において発言する場合には議会の承認を得た範囲内の発言であります。それとも白紙委任状の立場で活動をやりますか。

市長～委員でありますから一貫々議会に聞かなければ、その委員は発言の権限は出て来ないという事はないと思ひます。まかせられておりますから。

5 番～まだまかせておりません。議会は

市長～まだ委されてなければ、これは委せらん人は委員にはなれんはずであります。

5 番～そうするとこういうふうに解しやすくしてよろしいですか  
今の市長の答弁からしますと

市長～もし議会の方で議長は委員に出でないと、まかせる事は出来ないという事であれば結局この規約が通らないという事になりますので、委員にはなれんはずであります。

9 番～とにかく議会の構成員から協議会の委員になる方は議会の代表という立場で辞しやくしてよろしいですね。

市長～5名の方はこの規約の趣旨からいうと5名の方は議会の代表として委員に就えようそれから執行の代表として村長と助役は就えようという趣旨だと私は解しております。

5 番～そうすると仮に議会の代表である立場であればこの議会の代表の立場の方々は議会との関連において代表必要なとり決め、その他の必要な手続きをするかしないかは、議会の問題だというお考えですね。執行当周としては、この5名の方は協議会の活動における処の自分達の活動がどういうふうな立場でやるかという事は議会内部の問題いわゆる取り決め権限ですが、いちいちその問題に對じて議会の承認を得るを得ないかは、この5名と議会の問題というふうに、そういうふうに解しやすくされますか。

市長～委員を就みとして選出されたからには、権限が与えられておりますから5名でも各自どの考え方で委員会には坐めるとこう思うのであります。しかし議会の代表であるから普通としては議会の意志を旨んな聞くんじやないかとこう思つております。

議長～暫休憩いたします。(午後1時11分)

議長～再開いたします。(午後1時12分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして会議を終ることにいたします。

尚明日は休会をして次回は24日の午前10時より再開することにいたします。

議長～散会(午後1時20分)

5 番～とにかく議会の構成員から協議会の委員になる方は議会の代表という立場で詳しそうですね。

市長～5名の方はこの規約の趣旨からいうと5名の方は議会の代表として委員に加えようそれから執行の代表として村長と助役は加えようという趣旨だと私は解しております

5 番～そうすると仮に議会の代表である立場であればこの議会の代表の立場の方々は議会との関連において代表必要などり決め、その他の必要な手続きをするかしないかは、議会の問題だというお考えですね。執行当局としては、この5名の方は協議会の活動における処の自分達の活動がどういうふうな立場でやるかという事は議会内部の問題いわゆる取り決めばようが、いちいちその問題に対して議会の承認を得るか得ないかは、この5名と議会の問題というふうに、そういうふうに詳しそうされますか。

市長～委員だからとして選出されたからには、権限が与えられておりますから5名でも各々この考え方で委員会には望めるところ思うのであります。しかし議会の代表であるから普通としては議会の意志を皆んな聞くんじやないかとこう思つております。

議長～暫休憩いたします。(午後12時11分)

議長～再開いたします。(午後12時12分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして会議を終ることにいたします。  
尚明日は休会をして次回は24日の午前10時より再開することにいたします。

議長～散会(午後12時20分)